

可視化法制3年後検証において、全事件・全過程の可視化を実現すると共に、取調べへの弁護人立会いの制度化を求めるアピール

2016年成立の改正刑事訴訟法により新設され、2019年6月1日に施行された、取調べ全過程の録音・録画制度(刑事訴訟法301条の2)は、施行後3年経過時に制度の在り方を検討し、必要に応じて所要の措置を講ずるとされた(同改正法附則9条1項)。施行後3年が経過し、本年(2022年)見直しの年を迎えた可視化法制の今後を考えると共に、取調べへの弁護人立会いの実現を検討すべく、本日(2022年6月18日)、大阪弁護士会館において、「ガラパゴス取調べからの脱却～全件可視化・弁護人立会いへ!～」と題したシンポジウムが開催された。

シンポジウムでは、可視化法制が議論された法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の委員を務められた周防正行氏、同部会幹事を務めた小坂井久弁護士による鼎談において、可視化法制に至る道のりを振り返ると共に、この度の3年後見直しにおいて、徹底的な検証を経て改めて可視化の範囲を全事件・全過程に拡大する方向で法改正されるべきことが確認された。

また、シンポジウムでは、近時発生したえん罪事件の被害者・弁護人による報告がなされた。プレサンス元社長事件のえん罪被害者である山岸忍氏は、自身の取調べにおいて大阪地検特捜部検事から巧みに不利益事実を認めるように誘導された過程などを語ると共に、同事件弁護人である秋田真志弁護士からは、同氏と共謀したとされる関係者の被疑者取調べにおいて、大阪地検特捜部検事による違法・不当な取調べがなされたことが可視化記録媒体から明らかとなったことから、同氏に無罪判決が言い渡された経過が報告された。泉大津コンビニ窃盗事件のえん罪被害者SUN-DYU氏は、自身が受けた密室での過酷な取調べの実態を語った。また、高知官製談合事件弁護人である市川耕士弁護士からは、取調べにおいてどのように自白強要がなされたかの報告がなされた。

泉大津コンビニ窃盗事件及び高知官製談合事件は、いずれも現在の可視化法制下においては録音・録画の対象外の事件である。これらのえん罪事件の報告から、可視化の対象が全事件・全過程に拡大されるべき必要性が明らかとなった。また、プレサンス元社長えん罪事件においては、可視化だけでは違法・不当な取調べが完全には除去できないことが明らかとなり、取調べへの弁護人立会いが急務であることが確認された。

さらに、パネルディスカッションにおいては、取調べへの過度の依存の見直しという改正刑訴法の目的を実現するためには、在宅被疑者や参考人の取調べを含めて、全ての事件の取調べ全過程について、録音・録画が義務づけられなければならないことが確認された。また、今回の3年後見直しを契機として、取調べへの弁護人立会いの制度化に向けての議論も加速すべきことが確認された。

本年5月31日、法務大臣は、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の立上げを発表したが、委員の選任や議論の在り方を含め何をどう見直すのかは、現段階では、明らかにはなっていない。我々本シンポジウム参加者一同は、特に可視化法制について、3年後見直しが早急かつ具体的に行われるべきこと、また同見直しにおいて、全事件・全過程の可視化が実現されるべきこと、さらには取調べへの弁護人立会いの制度化に向けての議論も併せて行われるべきことを、国に対して求めると共に、今後もえん罪の防止のための刑事司法改革に一層強く取り組む決意を表明する。

2022年(令和4年)6月18日

シンポジウム「ガラパゴス取調べからの脱却～全件可視化・弁護人立会いへ!～」  
参加者一同